

第 11 回 官業民営化等 WG 議事録（防衛庁ヒアリング）

1. 日時：平成 16 年 10 月 4 日（月）13:00～13:30
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
3. 項目：若年退職給付
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、安念専門委員、大橋専門委員、福井専門委員

○防衛庁

人事教育局厚生課 厚生課長 豊田 硬（以下「豊田厚生課長」という）

人事教育局厚生課 部員 濱本 正美

人事教育局厚生課 年金係長 小野 慎介（以下「小野年金係長」という）

○鈴木主査 どうも御苦労様です。

それでは、ただいまから 11 回目の「官業民営化等 WG」を開会したいと思います。

本日は給付、徴収義務でございまして、防衛庁、外務省、文部科学省、厚生労働省からお話を承りたいと思っております。

なお、当 WG では、ジャンル別に各委員または専門委員に責任担当をしていただくということで、本件につきましては、本田委員、福井専門委員にその任に当たっていただくことになっておりますけれども、時間の関係で私が進めさせていただきます。

では、最初に防衛庁から若年退職給付についてお話を承りたいと思います。大体、時間を 30 分と予定しておりますので、最初 7、8 分程度で御説明とほかの質問についての御説明をいただいて、あとはディスカッションに移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○豊田厚生課長 防衛庁厚生課長の豊田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料に沿いまして御説明させていただきます。

この若年定年退職者給付金につきましては、平成 2 年の 10 月に新設された比較的新しい制度でございますけれども、自衛官につきましては、若年定年という形で通常の公務員のように一律 60 歳定年という形にはなっておりません。その間の政策的給付といたしまして、一般の公務員の退職年齢でございます 60 歳と自衛官の各階級の退職年齢との差、1 年につきまして俸給月額 of 半年分を給付するというのが制度の中身でございます。

いただいております質問に沿いまして、「問い・答え」の形で用意させていただいておりますので、その資料に沿いまして御説明させていただきたいと思います。

まず、1 問目でございますけれども、この給付金につきまして支給額、あるいは返納額が確定されていくわけでございますけれども、所得の届出書の正当性のチェックや実際の給付金の支給、返納事務について民間に任せても十分処理ができると考えるが防衛庁の見解をいかにという問いをいただいております。

この点につきましての回答でございますけれども、若年定年退職者給付金の支給額または返納額は、法令等に定められた方法により算出することができるものでございます。したがって、頭のところに書いてございますように、民間においても給付金の額を確定することは実施可能であると考えております。

しかしながら、後ほど詳細御説明させていただきますが、当該事務を民間にお任せした場合、現行の場合と比較しまして、退職する自衛官、これは本制度は実際に定年年齢に達した人間、あるいは直前に勲褒を受けた人間だけが給付金を受けられるということになるわけでございます。この退職自衛官に対するサービス等につきまして、特に過疎地等において、その水準が低下する場合もあり得ると考えておまして、必ずしも費用対効果だけで民間にお任せすることが妥当であると言えない面もあるのではないかというふうに考えております。詳細は後ほど触れさせていただきます。

また、後段の御質問でございますが、こうした確定事務の場合以外の事務、例えば所得の届出書が提出されない場合、個別の事情調査等を行うということになってございますけれども、これが官でなければ行えないのかという御質問でございます。

2のところにございますように、所得の届出書が提出されない場合におきましては、私どもの訓令に規定されておるわけでございますが、その間の事情を調査して、防衛庁長官へ報告するということになっております。

この報告を受けました後、必要に応じて長官は行政処分を行うことになります。返納処分、あるいは不支給処分といった処分でございます。これらは、行政手続法における不利益処分に該当することになりますので、防衛庁としては自ら調査を行うことが適切であると考えているところであります。

問1に関しては以上でございます。

3ページ目でございますが、2番目の大きな御質問でございます。若年退職給付に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止している法令の有無についてということでございます。また、禁止している法令が存在する場合には、その具体的な中身、合理的な理由等について御説明するというところでございます。

答えのところでございますが、若年定年退職者給付金に関する内閣府令を受けまして、具体的には私どもの大臣が定めます訓令の中におきまして、府令第2条の給付金支給機関として別表のとおり自衛隊の部隊及び機関を指定するという形になっておるわけでございます。

2のところにございますように、全国各地の部隊、機関を給付金の支給機関に指定させていただいておるという現実がございますが、これは2つ大きな理由がございます。まず1点目、退職した駐屯地、基地等の駐屯地業務隊、あるいは基地業務隊、これが各部隊の言わば外部と接触する窓口になるわけでございますけれども、こういった部隊に支給機関の窓口を設けますために、受給者にとって退職後の連絡及び書類の提出が容易となるということが挙げられます。

実際、自衛官の場合でございますと、かなりの人間が部隊での長年の生活を終わりました、その後、部隊近辺に土地、あるいはアパート等を購入いたしまして、そちらで生活するというパターンが非常に多うございます。このため、防衛庁の方は退職が間近になりますと、当該退職が間近に迫っている自衛官を本人が退職後の生活を送る駐屯地の近傍に異動させて、そこで退職後の生活に備えさせるということを行っているわけでございます。

また、こうした地元部隊との緊密な関係がございますので、自衛隊というのは地域の住民の皆様の支援あってこそ成り立つ組織でございますので、地域の皆様との交流を深める事業に退職者も参加していただいたり、そういった形でのつながりを定年退職した後も続けているというのが実情でございます。

2点目でございますけれども、制度創設時に給付金の窓口の組織の在り方について検討をいたしましたわけでございますけれども、全国各地の駐屯地等に窓口を配置することによりまして、事務処理件数を分散させるということができましたために、全体の8割強の支給機関では新規の増員要求を行わずに既存の定員で対応させていただいているところでございます。

2点目については以上でございます。

3点目、4ページでございますが、退職者に対し支給等を行う名義は国であるとしても、その事務手続を民間が行うことに不都合はないと考えるが、貴庁の見解を伺いたいという御下問でございます。

これに対する回答でございますが、支給額等を確定する業務については民間においても実施可能と思われます。

しかしながら、事務手続を民間が行う場合の問題点として2点考えられるのではないかと考えております。

1点目でございますけれども、退職自衛官は長らく部隊等で生活してまいりまして、訓練場と部隊の所在する駐屯地等を往復するような生活を送っております。時には、災害派遣等で出動することもございますが、おおむねそういった演習場、訓練場と所属する駐屯地等を往復して生活するということで、若干社会生活に疎い面もあるというのは否定できない事実かと思えます。

このため、退職する自衛官につきましては、給付金制度を当然不案内でございますので、さまざまな問い合わせがございまして、これらの問い合わせに対して給付金制度の説明、回答を随時行っているところであります。こういった業務を民間が行うことになった場合、こちらであえて書かせていただいておりますが、窓口の対応等におきまして、画一化、均一化されたものになることも予想されますので、私ども本件のヒアリングにつきまして、事前に各自衛隊の方にも意見照会等させていただいておりますけれども、かなり不安だという声が上がっているのが実態でございます。

もう一点でございますけれども、先ほど申し上げましたように自衛官は53歳から56歳において定年退職するということで、若年の退職になっておるわけでございます。退職後

も近郊等で生活を営んでいる場合が多々ございますので、現在のように全国の駐屯地、基地等に広範囲に給付金支給機関を配置させていただきまして、退職自衛官の利便性を図っているものであります。この点について、最後に書いてございますように、民間にお任せした場合、特に過疎地等において対応するのは困難な面もあるのではないかとこのように思料しております。

問4でございます。

給付金事務を行う機関、全国に174か所でございます。事前の御説明で175か所というふうに申し上げましたが、数のカウントを間違えておりまして大変申し訳ございません。174か所でございます。平成16年度予算ベースで1万2,000件の事務がございますが、給付金事務を本務とする職員が配置されているのは当初24か所というふうに説明させていただきましたが、23か所の誤りでございました。謹んで訂正させていただきます。

23か所にすぎず、その他は副次的に処理しているとのことであるが、本務職員が配置されている23か所の事務処理数、副次的に給付金も処理している職員の本務の内容、係の実情となっている理由についてということでございます。

まず本務として職員が配置されている23か所の事務処理数でございます。23か所の事務処理件数平均で1か所当たり年間約百七十五件でございます。これは、支給額等の確定事務の件数でございます。先ほど来申し上げております退職者への説明、隊員からの問い合わせへの対応などの事務処理件数につきましては、必ずしも記録に残しておりませんので、算出は困難でございます。

この23か所につきましても、本務ということで職員を配置させていただいておりますが、給付金事務を本務としているということでございます。このほか、さまざまな事務を担当させていただいているわけでございます。

それが②でございますけれども、各機関の事情によって異なるところでございますけれども、退職手当、児童手当、公務災害補償等の厚生業務を複数兼務しているものが給付金の業務を担当しているというケースでございますとか、人事業務、一般の人事異動の関係の業務を兼務しているといったような場合がございます。

係の実情となっている理由でございますが、平成2年の制度創設当時、処理件数が多いと想定されました23か所の給付金支給機関に限り給付金専門官を配置させていただきました。それ以外の配置されなかったところにつきましては、業務隊等が給付金の支給事務に類似している業務に精通しているということで、本来業務との兼務で給付金支給業務の実施が可能であると考えられたことから、こういった対応を取らせていただいているものでございます。

続きまして6ページでございます。若年退職給付の対象となる人員、または給付額でございます。

下に表で5か年間の推移を示させていただいております。平成11年度は7,430人で、618億円でございますが、平成15年度は1万2,144人で、971億円の支給額でございます。

す。平成 16 年度、17 年度辺りがピークでございまして、再びその後は 1 万人を下回るような形になってくるかと思えます。

これら自衛官の採用につきまして、毎年同じ数の人間をきちんきちんと採用できるということに必ずしもなっておりませんで、景気の動向等によりまして採用が容易な年、採用が困難な年がございますために、結果として退職時におきまして、退職者の数に大きな変動があるというのが実態でございます。

最後に問 6 でございます。本業務に従事しているのは何人か。こういった人間が関与しているのか。その人件費はといった御質問でございます。

まず 1 のところでございますように、給付金支給機関におきまして、組織定員上、給付金専門官として配置されている者は先ほど来申し上げておりますように 23 名でございます。他の業務の方が本務である職員、兼務を行っている形になって者が 151 名、合計いたしますと何らかの形で給付金業務に従事している者は 174 名でございます。

これは 2 のところでございますように、給付金制度に類似した退職手当、児童手当等の制度に精通している者が関与しております。

3 番目の人件費でございます。関与している者につきましては、他のさまざまな業務を兼務しておりまして、どの程度分担しているかという点は支給機関の事情により異なりますので、純粋に給付金業務に要する人件費を算出することは困難でございます。

なお、組織定員上、給付金の支給機関に配置されている給付金専門官につきましては、そのほとんどが行政職俸給表（一）、5 級の職員でございます。

人件費の総額につきましても、上記の理由から人件費総額について算出することは難しいと考えております。

また、物件費でございますけれども、備品、消耗品費、電算機借料、光熱水料等の一般的な事務に共通する経費につきましては、給付金業務としての予算要求をしておりませんので、物件費の該当総額を算出することは困難でございます。

なお、給付金業務用の物件費として平成 16 年度において予算措置されておりますのは、支給対象者への連絡に係る郵送料、用紙類の印刷に要する経費でおよそ 800 万円でございます。

事前に御質問いただきました点についての御回答は以上のとおりでございます。

○鈴木主査 どうもありがとうございました。

それでは、質問をどうぞ。

○大橋専門委員 課長の御説明ですけれども、私は全くわからない。なぜ民間にやらせては不都合が生じるのかということを、やや課長の説明を整理して言うと 2 つあるような気がするんです。

1 つは民間にやらせるとマニュアルに沿ってやるから、非常に画一的な処理が行われて、サービスの点で問題があるというのが 1 つ。

もう一つは、恐らくは今、相当の地域でこの給付金支給事務をやっているが、民間でや

らせると、その支給事務を行っている機関の数がどうしても少なくなる。そうすると、過疎地域などで支給金を受けている人のサービスという点で低下が起こるという、この2つをおっしゃったんだと思うんですが、まず第1のマニュアル化しているから、画一的なサービスで受給者にとって非常にサービスの低下になるのではないかという点については、現に今、官がやっていたって、何らかの形でマニュアルに基づいてやっているわけでしょう。そういう状況であるならば、何ら民に移したからといって状況は変わらないわけだから、サービスの低下になるという論旨は全く当たらないというふうに思うんです。

それから、2番目の今、非常に全国的に支給機関が幅広く置かれていて、そして、相当過疎地なんかにもおられる受給者に身近でサービスしている。それが民間にやられることによって、身近でなくて少し遠くなるということをおっしゃったが、それはこの情報化社会でございますから、そういう情報機器などを使って、かなりの遠隔地についても従来と同様なサービスというのが十分可能な時代になってきているわけです。そういうことから言うと、2番目の点についても御主張は当たらないというふうに思います。

それから、支給金業務というのは、もともとちょっと基本的なところがわからないんだけど、支給金の交付というのは、銀行振込ではないんですか。

○鈴木主査 ちょっと今の質問に追加してですが、銀行振込ではないかという問題と退職者給付金だから年金ではない一時金だという感じがするのですが、これは年金なのですか。

○豊田厚生課長 ちょっと最後の点から恐縮でございますけれども、年金ではございません。一時金という性格でございます。

○鈴木主査 一時金ですね。

○豊田厚生課長 はい、一時金でございます。2回にわたって支給されます。そのうち、1回目は辞めてから半年以内に支給されます。それからもう一回目は辞めた年の翌々年に支給されます。全体を7分の2と7分の5というふうに、若干技術的で恐縮でございますが、全体の金額を2回に分けて支給いたします。

辞めた隊員につきましては、退職後、例えば法外な収入があるという場合には、支給する必要ございませんので、頭で7分の2だけ支給して、その後の状況を勘案した上で残りの部分を特に大きな収入のない隊員に支給するということをやっておるわけでございます。ただ、現実にはほとんどの隊員が退職後、必ずしも良好な再就職を行っているわけではございませんので、定められた金額の支給を受けるということになっております。

これは、制度の性格でございますけれども、出費のかさむ時期に若年退職をさせる。これも部隊の精強性を保つという点で退職をさせるということになっておりますので、この支給を維持し、また退職後の生活の不安を取り除くという意味で私どもは早期退職の代表的な性格を有する政策的給付というふうに位置づけさせていただいております。

大橋先生から御質問があった点に戻らせていただきます。窓口の対応マニュアル化という点について、ややきつい言い方をさせていただいて恐縮ではございますけれども、一応

私どもも部隊の制服サイドの方の隊員の生の声もできるだけ事情聴取した上で、ヒアリングに臨ませていただくというスタンスを取らせていただいておりますので、若干失礼な点あったかと思いますが、私先ほど申し上げましたように、自衛官につきましては、どちらかといつかねてより閉鎖社会というふうに言われることが多くございましたけれども、駐屯地と演習場を行き来するような、どちらかという社会との余り接点のない閉鎖的な生活を送ってきた隊員が現実的に多くございますので、そういった隊員の生の声としまして、自分の勤務した、あるいは退職の直前に退職後ここに住むからという理由で異動させていただいた、言わば親元の駐屯地の業務隊という、言わば部外との窓口になるようなセクション、そこは言わば長年住み慣れた世界の中の一部なわけでございます、そういったところで、いろいろ要領を得ないような質問をしても必ずしも親元という本人側の甘えもございまして、いろいろ時間をかけてわからないところを聞いていくということを行っておるわけでございますけれども、そういった隊員の声としまして、民間に業務が移管された場合に、必ずしも懇切丁寧な対応をしてもらえないのではないかと、必ずしもほかの業務と一緒にされたりなんかして、今までのようなかゆいところに手の届くような、そういう対応をしてもらえないのではないのかと。そういう不安感が現実の声として上がっているというのが現実でございます。

○大橋専門委員 いや、不安感をおっしゃる根拠は何ですか。つまり、先ほど私が言ったようにマニュアル化していれば、なぜサービス低下になるのかというのがどうもはっきりしない。

○豊田厚生課長 お言葉返すようで恐縮でございますけれども、私どもいろいろな分野でマニュアルはつくらせていただいております。危機管理の対応でございますとか、そういった点も含めていろんな部分でマニュアルをつくらせていただいております。しかし、こういってしまっては身もふたもないかもしれませんが、マニュアルに限界があるのは私は事実だと思います。マニュアルだけで行き届かないところは、やはり訓練された職員がマニュアルに書いてないところを補いつつ対応していくというのが普通だと思います。

そういった面で、私は現実にはその不安が生起するかどうかということまで申し上げる自信はございませんけれども、現実には多くの隊員からこういう不安感が上がっているのは事実でございますということを申し上げさせていただいているところでございます。

先生、恐縮でございますけれども、後段の方についてもよろしゅうございますでしょうか。先生からの御指摘は、民間にお任せした場合に、支給機関が減少する可能性があるのではないかと私が触れました点につきまして、この情報機器が発達している御時世でございますので、そういったものも利用すれば十分対応できるのではないかと。こういう御指摘ではないかと思っております。

私は、先生の御指摘一概に否定するものではございません。私ども、都会で日ごろＩＴ機器使いながら業務させていただいている人間にとりましては、誠にもっともな御指摘だと思います。ただ、現実部隊の実情について若干触れさせていただきますと、中隊レベル

で、中隊というのは、百数十名、150 名から 180 名ぐらいの部隊でございますけれども、部隊で 1 台、2 台しかコンピュータがない。自衛隊の場合は頭数だけは多うございますので、必ずしも 1 人に 1 台 IT 機器が与えられて、日ごろからそれらに触れているというわけではございません。

また、どちらかと申しますと、御案内のように若年層につきましては、自分でコンピュータの操作等を私物でパソコン等を持っていて、習熟しているということもございますので、若い世代については私は余り心配することはないのかなという感じもしておるわけでございますけれども、一方、退職されていかれる方、また既に退職している方につきましては、50 代でございますと、あるいは 60 代になっている方もおりまして、怠慢と言われるかもしれませんが、現実的に IT 機器が普及するという流れに必ずしも乗っていない世代の隊員さんだったということでございまして、もし、仮に遠隔地の支給機関がカットされて、例えば県庁所在地でございますとか、あるいは東京とか大阪とか、そういった大都市で手続きなさいということになりますと、当人が出てこなければなりませんし、また、必ずしも機器等に習熟していないということから、結局だれかの手を借りてというようなお話になりかねないのではないかとということでございます。

私ども本来ならば、こういう IT 機器のものすごく発達している御時世でございますから、多くの隊員にできるだけそういった機器に習熟するように教育していきたいということでやらせていただいておりますけれども、やはりなかなか頭数の関係もございまして、十分に行き届かない点があるということでございます。

中長期的に考えれば、先生の御指摘はごもっともだと思いますけれども、現在辞めていている隊員に関しては、若干苦しい面もあるという点、御理解賜りたいというふうに考えております。

○福井専門委員 銀行振込の話は。

○豊田厚生課長 銀行振込でございます。結局、さまざまな手続きをいたしますけれども、最終的には銀行の口座番号を登録させて、銀行振込をさせるということでございます。

○鈴木主査 お話を承っておりますと、これは 2 回でしょ。だから、2 回やってくるわけなのだけれども、そのやってくるたびに、〇〇一等陸曹殿、よくいらっしゃいましたという、そういう家族的なというのか、家庭的なというのか、そういう雰囲気がたまらないと。こういうふうに聞こえてしまって。それを民間にやらせるとすると、一等何とか曹殿と、たった 2 回ですけれども来るのは、それがなくなる。だから、懇切丁寧な云々と言っても 2 回。お里帰りに 2 回やってくるのが楽しみだと、こういうことですか。

○豊田厚生課長 辞めていく隊員につきましては、勿論、給付金の支給を受けるという面では、先生御指摘のとおり 2 回でございますけれども、私は冒頭申し上げましたように、一旦辞めても、基地の周辺に住んでいるケースというのは非常に多うございます。

○鈴木主査 ときどきやって来る、それは本件とは関係ないですね。

○豊田厚生課長 本件とは関係ない形では、頻繁に来ているわけでございます。

○鈴木主査 それはいいですよ。だけれども、本件は退職金の支給を受けにやってくるということだけなので、それは辞めた後に2回であるということなから、そんなに毎日毎日隊員が訪れて、後輩やっているのかと言って励ましたり、あるいは先輩元気でやっていますかという、そういう雰囲気を楽しみたいのだったら、そのほかのときにやればいいのであって、何も退職給付金を2回もらうためだけに、それは大事だということをおっしゃられても、それはちょっとどこの国の話なんですかという感じがします。本来そういう支払いというのは銀行で払い込まれるのが普通なのだけれども、それは非常に温かみのない世界の話だとでも言いたいわけですか。

○豊田厚生課長 すみません。温かみのない話というふうにまで申し上げるつもりはございませんけれども、日ごろから駐屯地にいろいろな形で出入りさせていただいているというのは先ほど来申し上げているところでございますけれども、例えば、冒頭申し上げましたように本人の所在が必ずしも明らかでないとか、そういった場合につきましては、駐屯地の方である程度ほかの隊員から事情を聞いたりしまして、動向をつかんだりということで、本人の動向なりデータが手続上必要なときにコンタクトを取りやすいという面はあるのだと思います。

○鈴木主査 だけれども、それはコンタクトを向こうから取ってこなければ2回目の退職金はもらえないわけだから、当然取ってくるでしょう。日常の仲良しクラブというものの中で、顔を会わせたいという気分というものと、退職金を2回受けるというのと、これはちょっと区別してもらわないと。だから、毎日毎日やってきたって一向に構わない、業務に御迷惑でしょうけれども、そんなに来られたら。しかし、それだけ密接にやっているのだったら、何も民間になってコミュニケーションが悪くなるなんて、大げさな主張をなさる理由はないのではないですか。

○福井専門委員 2回来ないといけないというのはなぜなんですか。文書のやりとりでは間に合わないのですか。

○豊田厚生課長 文書のやりとりでもできないことはございません。ただ、先生ちょっと冒頭に御説明させていただいておったんですが、何分、隊員不慣れなものですから、資料を提出する前にいろいろ確認ということで相談に来るわけです。相談には何回も来る隊員もおるわけでございます。ただ、法的な手続の回数としては2回だけという御説明をさせていただきました。

○福井専門委員 文書のやりとりでできるのであれば、別にITとまで大げさなことを言わなくても、郵送で送って、足りない書類があるとか、ここ記入不備だよといって、もう一回郵送か電話でお話してあげれば全国で1か所でもいいのではないですか。

○豊田厚生課長 ただ、その点につきましては、実際に辞めた地域に支給機関、現在置かせていただいておりますけれども、直接会って話を聞きたいという隊員のニーズに応えるような形でやらせていただいているという。

○福井専門委員 会って話さないと書けないような書類とか、作成できない書類があるん

ですか。

○豊田厚生課長　そこは人により千差万別だと思いますけれども。

○福井専門委員　人によりとは何を要求しているんですか。何か高等数学を使った大学院終了レベルのような記述でも要求しているんですか。それとも、中学校か高校で習う範囲のことで間に合うことなんですか。どっちなんですか。

○豊田厚生課長　高等数学を使ったりするようなものではございません。

○福井専門委員　だったら、みんな義務教育を終えていることを前提に自衛隊に入られているわけでしょうから、基本的には自分の利益のためのお金をもらう手続で、義務教育課程で書けるようなことを要求するというのは当たり前のことなわけですから、費用対効果があるわけですね、何だって。親切にこしたことはないけれども、それは納税者のお金ですからね。そんなことのために何でもばらまいていいということにはならないのです。本来、自分で申告することはしていただいて、勿論、不備があれば懇切丁寧に指導してあげるのがいい。だけれどもそれが全国の過疎地にまでないといけないというのは、これはまた途方もない過剰過度のサービスを正当化する議論ですから、それは到底受け入れられない話だと思いますし、また、もっと数を減らして、何でそれを公務員がやらないといけないのかが問われます。やさしい話で明確なことだったら民間に任せて、民間にあいそうよく気持ちよくやっていただくやり方だって幾らでもあるわけです。それで十分ではないかということですよ。

○鈴木主査　それからさっき法外な収入がある場合には、残りの7分5はやれないと言っていたけれども、法外とは幾らのことを言っているのですか。

○小野年金係長　退職直前に自衛官としての収入をもらってしまして、そのまま退職せずに引き続き、その次の年も自衛官として勤めた場合に大体、同じ、それより若干大目ですけども、その収入となりますので、大体800万から1,000万ぐらいという収入がもし翌年に再就職した先でもらっていたとしたならば、若年定年で不利益を被っていないということですよ。

○鈴木主査　だから、それはきちっとした基準があるのですか。

○小野年金係長　あります。

○鈴木主査　幾ら以上という事で。法外だなんて抽象的なことおっしゃるから、まるで野球の選手にならないといかぬようなことをおっしゃるから、ちょっと聞いただけですが。

そうしたら、その基準があったら、ここのところの行政処分としてたくさんもらっておったけれども、それに対して残りの7分の5を払ってしまった。しかも、所得証明書を出さなかったというので払ってしまった。あとで調べてみたらそんなことはない、もらっておったと、こう場合ですね。そのときに返せと言っているのですね。

○小野年金係長　最初に7分の2を、それは無条件で払いますけれども、7分の5、残りを払う前に源泉徴収票とか、そういったもので裏付けを取りまして、もし、そういった基準を超えていたならば。

○鈴木主査 そうそう。だけれども、その裏をかいくぐる人もおるから返せという問題があって、返納額というのが起こるんですね。

○小野年金係長 はい。そのときにあらかじめ払った7分の2を返して。

○鈴木主査 それは、要するにきちっとした基準があって、幾ら以上の収入があった場合はだめという。

○小野年金係長 これは基準はあります。

○鈴木主査 これはもう本当の事務的な機械的な作業で決まる問題ですね。勿論、それに基づいて返せという命令を出すのは、防衛庁長官であることは当たり前のことですけれども。そのところを調べるのは、何も近くにいる駐屯地の兼業の人でないとだめだということには到底ならないですよ。

○大橋専門委員 この問題、つまり、この支給金の交付事務というものを民間にやらせるべきかどうかという考える1つのポイントは、これは唯一のポイントなんですけれども、正確に退職者給付金というのが交付できる。民間に移した場合に、退職者給付金が正確に交付されるかどうかということだけなんです。課長がおっしゃる機関の方が相談に来た人について非常に親切にやるとか、あるいは、かつてのOBに対して現役の人が優しくするとかという話は、別の話なんです。

考えるべきポイントは、民間に移したときに正確に退職金が交付されるかどうかで判断すべきなんです。

○鈴木主査 それでは、時間も来ましたので、これぐらいにして。閉鎖的とおっしゃったけれども、余り自ら閉鎖的な社会に入り込まないようにしていただきたいというのが感想ですので、申し上げます。

どうもありがとうございました。